

# 地震見舞金の請求について

国公共済会の火災共済に加入されている物件は、地震による建物の被害について「地震見舞金」の給付対象となります。また、地震見舞金の対象となる範囲は、**地震による火災、地震による損壊、噴火による火災、噴火による損壊、津波による損壊**です。

被害にあわれた方は、下記必要書類をそろえて所属組合を通してご提出ください。退職者グループ所属の方は、直接国公共済会にお送りください。何かご不明な点がある場合は、国公共済会事務局にお問い合わせください。

## 必要書類

①と②は HP からダウンロードできます。 [こちらをクリック](#)

### 1. 2022年7月以前に発生した地震の場合

- ①セット・火災共済給付請求書
- ②住宅災害状況報告書
- ③自治体発行の罹災証明書

### 2. 2022年7月以降に発生した地震の場合

- ①セット・火災共済給付請求書
- ②住宅災害状況報告書
- ③自治体発行の罹災証明書
- ④写真（被害があった箇所が確認できるもの）
- ⑤間取図（寸法入。被害があった箇所にマーカーを引いたもの）
- ⑥見積書（工事内容の明細が記載されたもの）

※ただし、東日本大震災や熊本地震のような激甚災害に指定された地域については、  
④から⑥の提出を省略することがあり、その場合には、単組本部に文書でお知らせするとともにホームページ等でお知らせします。

### 3. 過去に**地震見舞金の給付を受けた物件について、再度給付請求する場合**

前回の地震で被害を受けた部分を修理していることが必要となります（※詳細は3ページを参照）。

- 上記「1」もしくは「2」の書類に加えて、
- ⑦見積明細書（前回の被害に対する工事の詳細が記載されたもの）
  - ⑧領収書（実際に⑦の代金を支払ったことがわかるもの）
  - ⑨写真（前回の地震の被害状況がわかるもの）
  - ⑩間取図（前回の地震の被害があった箇所にマーカーを引いたもの）

※修理が終わっていなくても、住宅の損害区分が前回の給付から変更となる場合（一部壊→半壊または全壊、半壊→全壊）は、給付請求できます。その場合には、住宅災害状況報告書に「修理をしていない」旨を記入して、1もしくは2の書類をご提出ください。

- 必ず**自治体発行の罹災証明書が必要**です。自治体によっては締切があるため、被災後は速やかに罹災証明書の申請をしてください。

- 給付請求の時効は3年です。請求漏れのないようご注意ください。
- 給付に関わる修理については、修理後も写真・間取図・見積書・領収書は大切に保管してください。

## 地震の損害に対する見舞金の給付基準

- 建物の損害に対する保障です。損害が家財のみの場合は給付対象外となります。
- 給付対象となる物件は、組合員本人または同一生計の親族（配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹）が居住する住宅です。対象とならない物件は、組合員または同一生計の親族が居住していない建物です。具体的には、貸家、空家が見舞金の対象外となります。
- 家財のみ加入の場合も、建物の損害に応じて給付されますが、最高限度額は15万円です。借家で建物加入（借家人賠償責任共済）している場合は「家財のみ加入のとき」として扱います。

建物の 損害区分	1口あたりの 見舞金額	最高限度額	家財のみ 加入のとき
全壊	100口まで 10,000円 101口以上 5,000円	300万円	一律 15万円
半壊	100口まで 5,000円 101口以上 2,500円	175万円	一律 7.5万円
一部壊	1,000円	60万円	一律 3万円

※令和3年3月より、自治体発行の罹災証明書の損害区分が6段階（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部壊）に変更となりました。国公共済会では、この6段階を既存の3段階に当てはめ、下記の3段階で給付を行います。

- 全壊：全壊
- 半壊：大規模半壊・中規模半壊・半壊
- 一部壊：準半壊・一部壊

### 地震見舞金の計算例

300口（建物200口、家財100口）加入していて、建物に被害があった場合

- 一部壊の場合

$$300\text{口} \times 1,000\text{円} = 300,000\text{円}$$

- 半壊の場合

$$(100\text{口} \times 5,000\text{円}) + (200\text{口} \times 2,500\text{円}) = 1,000,000\text{円}$$

- 全壊の場合

$$(100\text{口} \times 10,000\text{円}) + (200\text{口} \times 5,000\text{円}) = 2,000,000\text{円}$$

# 参考資料：給付を受けた建物は必ず修理を

これまで地震見舞金は、1ページ「1」の書類提出のみで給付を行い、過去に地震見舞金の給付を受けていても、そのときの建物の被害を修理したかどうかを確認することはありませんでした。

しかし、ここ数年は大規模な地震が短期間で頻発しており、給付を受けた建物を修理する前に次の地震による被害が発生し給付請求されるケースが多いため、改めて、地震見舞金の取扱いについて下記の通りお知らせします。

記

## 1. 地震見舞金の性格について

地震見舞金の給付目的は、被害にあった建物の修理費用の一部をお見舞金として給付する性格のものであり、規約にも「共済期間中に生じた火災、破裂、爆発（中略）による損害を共済事故とし、当該事故の発生により共済金を給付する（国公共済会共済事業規約第2条）」と定めています。

## 2. 被災した建物に修理について

被災した建物については、以降の被害を増幅させないためにも必ず修理をお願いしています。規約にも「共済契約関係者は、共済の目的について火災等または風水害等の防止及び軽減に努めなければならない（同33条）」と定めています。

## 3. 複数回の地震で損害を被った場合について

過去に地震見舞金の給付を受けている建物が再び被災したときは、火災共済細則第4条（※）に基づいて給付を行います。給付審査時に、過去に被災した箇所の修理確認をしますので、指定の書類（1ページ必要書類の3）の提出をお願いします。

※火災共済細則

（複数回の地震で損害を被った場合の取り扱い）

第4条 規約第28条2項の地震による住宅の損害に対する見舞金の給付に関して、複数回の地震による損害の給付は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 72時間以内に生じた複数回の地震等により共済の目的に損害があった場合には、1回の地震等による損害とみなします。
- (2) 複数回の地震等により、共済の目的に損害があった場合において、複数回の地震等の間に修復が行われなかった時の損害区分の認定は、直近の自治体発行の罹災証明書の損害区分により認定する。
- (3) (2)において、これらの複数の地震等による損害の一部に対して、すでに支払われた見舞金があるときは、その額を差し引いて見舞金を給付する。
- (4) 激甚災害に指定された地域の取り扱いについては、運営委員会において決定する。